報告第5号

専決処分した事件の承認を求めることについて 損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 相手方の修繕費 2,000,(2) 過失による市の負担割合

2,000,280円

100%

(3) 市の相手方に対する賠償金額 2,000,280円

議案第71号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属	附属機関	担任事務	組織及び構成	
する執行機関			委員総数	構成
市長	***************************************	***************************************	******	*************
	宝塚市予防接種健	予防接種による健康被害の	7人	医療機関の医
	康被害調査委員会	原因、補償等についての調	(必要に	師 3人
		査、審議に関する事務	応じ臨時	知識経験者 3
			委員若干	人
			名を置	関係行政機関
			< ∘)	の職員 1人
	***************************************	***************************************	*******	************
************	~~~~~~		******	***************************************

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属	附属機関	担任事務	組織	歳及び構成
する執行機関			委員総数	構成
市長	************		*****	
	宝塚市予防接種健	予防接種による健康被害の	7人	医療機関の医
	康被害調査委員会	原因、補償等についての調	(必要に	師 3人
		査、審議に関する事務	応じ臨時	知識経験者 3
			委員若干	人
			名を置	関係行政機関
			く。)	の職員 1人
	宝塚市健康づくり	市民の健康づくりの推進に	<u>17人以内</u>	知識経験者 1
	審議会	関する重要な事項について	(必要に	人
		の調査、審議に関する事務	応じ臨時	保健医療の関
			委員を置	<u>係者</u> <u>5 人</u>
			<u> </u>	市内の公共的
				団体等の代表
				<u>者</u> 6人以内
				公募による市
				民 3人
				関係行政機関
				<u>の職員 2人</u>

******			~~~~~	



議案第72号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表 現行 改正案 (期末手当)

2~4 (略)

第19条 (略)

5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日 現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。 第24項第3号において同じ。)において職員が 受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに これらに対する地域手当の月額の合計額と する。

6 • 7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

- 2 (略)
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、そ の者に所属する次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、当該各号に定める額
 - を超えてはならない。
 - (1) 前2項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉 手当基礎額に100分の100を乗じて得た額 の総額
 - (2) 前2項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤 務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を 乗じて得た額の総額
- 4 第19条第5項及び第6項の規定は、前項の勤 勉手当基礎額について準用する。この場合に おいて、同条第6項中「前項」とあるのは「第 20条第4項において準用する第19条第5項」と 読み替えるものとする。

(期末手当)

第19条 (略)

2~4 (略)

5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日 現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。第20条第4項及び附則 第24項第3号において同じ。)において職員が 受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに これらに対する地域手当の月額の合計額と する。

6 • 7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 権者が市長の定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、任命権者が支給する勤勉手当の額の

総額は、次の各号に掲げる額の合計 額を超えてはならない。

- (1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務 職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養 手当の月額並びにこれらに対する地域手 当の月額の合計額に100分の100を乗じて 得た額の総額
- (2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務 職員に限る。)の勤勉手当基礎額に100分の 47.5を乗じて得た額の総額
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日 現在において職員が受けるべき給料の月額 及びこれに対する地域手当の月額の合計額 とする。
- 5 第19条 第6項の規定は、前項の勤 勉手当基礎額について準用する。この場合に おいて、同条第6項中「前項」とあるのは「第 20条第4項 読み替えるものとする。

<u>5</u> (略)

第26条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

附則

46 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第7(第27条関係)

日額報酬表

【別記 参照】

備考

1~3 (略)

6 (略)

第26条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第19条から第19条の3までの規定は、前項の期末手当について準用する。この場合において、第19条第5項中「職員が受けるべき給料」をび扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額で報酬を定める会計年度任用職員が受けるべき第26条第1項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定による報酬の額、附則第35項及び第36項の規定により当該報酬の額に加算する額並びに同条第4項において準用する第11条の2の規定により当該報酬の額に加算する額の合計額」と読み替えるものとする。

9 • 10 (略)

附則

46 附則第42項又は前2項の規定による給料を 支給する職員に対する第19条第6項(<u>第20条</u> <u>第5項</u>において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、同項中「給料の月額」と あるのは、「給料の月額と附則第42項(附則 第43項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。)、第44項又は第45項の規定によ る給料の額との合計額」とする。

別表第7(第27条関係)

日額報酬表

【別記 参照】

備考

1~3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額		
事務員及び司書補助	<u>6, 930</u> F		
~~~~~	××××××××××××××××××××××××××××××××××××××		
軽作業員	<u>6, 930円</u>		
調理補助員	6, 930円		

# (改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	7,010円
~~~~~	
軽作業員	7,010円
調理補助員	7,010円
	·····

議案第73号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表

É	医塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年	三条例第16号)新旧対照表
	現行	改正案
	附則	附則
	(施行期日)	
	第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭	この条例は、公布の日から施行し、昭和35年
	和35年4月1日から適用する。	4月1日から適用する。
	(新型コロナウイルス感染症に対処するため	
	の防疫手当の特例)	
	第2条 当分の間、職員が新型コロナウイルス	
	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対	
	する医療に関する法律(平成10年法律第114	
	号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナ	
	ウイルス感染症をいう。以下この条において	
	同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施	
	設その他これらに準ずる場所として市長が	
	定める場所において、新型コロナウイルス感	
	染症から住民の生命及び健康を保護するた	
	めに緊急に行われる措置に係る作業であっ	
	て市長が定めるものに従事したときは、防疫	
	手当を支給する。この場合において、第5条	
	第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しな	
	<u> </u>	
	2 前項に規定する作業に従事した場合におけ	
	る防疫手当の額は、当該作業に従事した日1	
	日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染	
	症の患者若しくはその疑いのある者の身体	
	に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり	
	接して行う作業その他市長がこれらに準ず	

ると認める作業に従事した場合にあっては、

4,000円)とする。

議案第74号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例(平成7年条例第17号)新旧対照表

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条 に規定する職員の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

議案第75号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

※この新旧対照表は、宝塚市火災予防条例に、宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例(令和5年条例第24号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上 げをした建築物等(消防法施行令(昭和36 年政令第37号。以下「令」という。)第5条 第1項第1号に規定する建築物等をいう。以 下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基 準法第2条第7号に規定する耐火構造をい う。以下同じ。)であって、間柱、下地その 他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施 行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に 規定する準不燃材料をいう。以下同じ。) で造ったものである場合又は当該建築物 等の部分の構造が耐火構造以外の構造で あって、間柱、下地その他主要な部分を不 燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるも のに限る。)である場合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次 のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防 上安全な距離として 消防署長 が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2) \sim (19) (略)

2~4 (略)

(厨房設備)

- 第5条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天 蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次 によること。
 - ア 排気ダクト等は、耐食性を有する<u>鋼飯</u> 又はこれと同等以上の耐食性及び強度

改正案

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準 によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上 げをした建築物等(消防法施行令(昭和36 年政令第37号。以下「令」という。)第5条 第1項第1号に規定する建築物等をいう。以 下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基 準法第2条第7号に規定する耐火構造をい う。以下同じ。)であって、間柱、下地その 他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施 行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に 規定する準不燃材料をいう。以下同じ。) で造ったものである場合又は当該建築物 等の部分の構造が耐火構造以外の構造で あって、間柱、下地その他主要な部分を不 燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるも のに限る。)である場合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次 のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防 上安全な距離として消防長又は消防署長 が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

 $(2) \sim (19)$ (略)

2~4 (略)

(厨房設備)

- 第5条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天 蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。
 - ア 排気ダクト等は、耐食性を有する<u>鋼板</u> 又はこれと同等以上の耐食性及び強度

を有する不燃材料で造ること。ただし、 当該厨房設備に入力及び使用状況から 判断して火災予防上支障がないと認め られるものにあっては、この限りでな い。

イ~カ (略)

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア (略)

イ グリス除去装置は、耐食性を有する<u>鋼</u> <u>飯</u>又はこれと同等以上の耐食性及び強 度を有する不燃材料で造られたものと すること。ただし、当該厨房設備の入力 及び使用状況から判断して火災予防上 支障がないと認められるものにあって は、この限りでない。

ウ・エ (略)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(変電設備)

- 第15条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 変電設備(消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画させ、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - (4) <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建 築物等の部分との間に換気、点検及び整備 に支障のない距離を保つこと。

 $(5) \sim (12)$ (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に 設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防署長</u> が火災予防上支障がないと認める構造を有 するキュービクル式のものを除く。)にあっ ては、建築物から3メートル以上の距離を保 を有する不燃材料で造ること。ただし、 当該厨房設備に入力及び使用状況から 判断して火災予防上支障がないと認め られるものにあっては、この限りでな い。

イ~カ (略)

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア (略)

イ グリス除去装置は、耐食性を有する<u>鋼</u> 板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとすること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

ウ・エ (略)

(3) • (4) (略)

2 (略)

(変電設備)

第15条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 変電設備(消防長 が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画させ、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (4) _____建 築物等の部分との間に換気、点検及び整備 に支障のない距離を保つこと。

(5) \sim (12) (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に 設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防長</u> が火災予防上支障がないと認める構造を有 するキュービクル式のものを除く。)にあっ ては、建築物から3メートル以上の距離を保 たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

- 第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で 変圧して、電気自動車等(電気を動力源とす る自動車、原動機付自転車、船舶、航空機そ の他これらに類するものをいう。以下同じ。) にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車 等に接続するためのものをいう。以下同じ。) を用いて充電する設備(全出力20キロワット 以下のものを除く。)をいい、分離型のもの (変圧する機能を有する設備本体及び充電ポ スト(コネクター及び充電用ケーブルを収納 する設備で、変圧する機能を有しないものを いう。以下同じ。)により構成されるものを いう。以下同じ。)にあっては、充電ポスト を含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理 は、次に掲げる基準によらなければならな V10
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア・イ (略)

- (2) (3) (略)
- (4) <u>雨水等</u> の浸入防止の措置を 講ずること。

(5) \sim (19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第17条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と 電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・ セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽 は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないよ うに設けなければならない。ただし、アルカ リ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、 耐酸性の床又は台としないことができる。 たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに 面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

- 第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で 変圧して、電気自動車等(電気を動力源とす る自動車、原動機付自転車、船舶、航空機そ の他これらに類するものをいう。以下同じ。) にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車 等に接続するためのものをいう。以下同じ。) を用いて充電する設備(全出力20キロワット 以下のものを除く。)をいい、分離型のもの (変圧する機能を有する設備本体及び充電ポ スト(コネクター及び充電用ケーブルを収納 する設備で、変圧する機能を有しないものを いう。以下同じ。)により構成されるものを いう。以下同じ。)にあっては、充電ポスト を含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理 は、次に掲げる基準によらなければならな V1.
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び<u>消防長</u>が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア・イ (略)

- (2) (3) (略)
- (4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を 講ずること。

(5) \sim (19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第17条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時と取る20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u>

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第14条第4号並びに第15条第1項第1 号、第3号、第6号から第8号まで及び第11号 の規定を準用する。
- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の進入 防止の措置を講じたキュービクル式のもの としなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第14条第4号、第15条第1項第4号、 第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに 本条第1項の規定を準用する。

(基準の特例)

第23条 この節の規定は、この節に掲げる設備 について、消防長又は所轄消防署長(以下「消 防署長」という。)が、当該設備の位置、構 造及び管理並びに周囲の状況から判断して、 この節の規定による基準によらなくとも、火 災予防上支障がないと認めるとき、又は予想 しない特殊の設備を用いることにより、この 節の規定による基準による場合と同等以上 の効力があると認めるときにおいては、適用 しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第24条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合を除き、建築物等及び可燃性の 物品から次のア又はイに掲げる距離のう ち、火災予防上安全な距離として 消防署長が認める距離以上の距離を保 つこと。

ア・イ (略)

(2) \sim (14) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

第25条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、│第25条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第14条第4号並びに第15条第1項第1 号、第3号 から第8号まで及び第11号 の規定を準用する。
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事 業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及 び延焼防止措置に関する基準第3に定めるも の並びに消防長が火災予防上支障がないと 認める構造を有するキュービクル式のもの を除く。)にあっては、建築物から3メートル 以上の距離を保たなければならない。ただ し、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開 口部のないものに面するときは、この限りで ない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける 蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につ いては、第14条第4号、第15条第1項第4号、 第7号、第8号及び第11号並びに第15条の2第 1項第4号 の規定を準用する。

(基準の特例)

第23条 この節の規定は、この節に掲げる設備 について、消防長又は消防署長

が、当該設備の位置、構 造及び管理並びに周囲の状況から判断して、 この節の規定による基準によらなくとも、火 災予防上支障がないと認めるとき、又は予想 しない特殊の設備を用いることにより、この 節の規定による基準による場合と同等以上 の効力があると認めるときにおいては、適用 しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第24条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要 しない場合を除き、建築物等及び可燃性の 物品から次のア又はイに掲げる距離のう ち、火災予防上安全な距離として消防長又 は消防署長が認める距離以上の距離を保 つこと。

ア・イ (略)

 $(2) \sim (14)$ (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 置きごたつにあっては、火入容器を金 属以外の不燃材料で造った台上<u>において</u> 使用すること。
- 2 (略)

(作業中の防火管理)

第35条 (略)

2~4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に<u>吸い殻容器</u>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(基準の特例)

第44条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長_____が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防署長</u>に届け出なければならない。

(1)~(15) (略)

(16) 蓄電池設備

(17) • (18) (略)

(指定洞道等の届出)

第55条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル (以下「通信ケーブル等」という。)の敷地を

目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等維持管理等のため必要に応じ人が出入りす

る隧道に限る。)で、火災が発生した場合に 消火活動に重大な支障を生じるおそれのあ るものとして消防署長が指定したもの(以下

「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を<u>消防署長</u>に 届け出なければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 置きごたつにあっては、火入容器を金 属以外の不燃材料で造った台上<u>に置いて</u> 使用すること。
- 2 (略)

(作業中の防火管理)

第35条 (略)

2~4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に<u>吸殻容器</u>を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(基準の特例)

第44条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長<u>又は消防署長</u>が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長又は消防署長</u>に届け出なければならない。
 - (1)~(15) (略)
 - (16) 蓄電池設備<u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u>

(17) · (18) (略)

(指定洞道等の届出)

第55条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル (以下「通信ケーブル等」という。)の敷地を

目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等維持管理等のため必要に応じ人が出入りす

る隧道に限る。)で、火災が発生した場合に 消火活動に重大な支障を生じるおそれのあ るものとして消防長が 指定したもの(以下

「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を<u>消防長又は消防署長に</u>届け出なければならない。

(1) \sim (3) (略)

2 (略)

(廃止の届出)

第57条 第52条、第54条第1号から<u>第12号</u> 及び前条に規定する施設を廃止しようとす る者は、速やかに、その旨を消防長又は消防 署長に届け出なければならない。

別表第3(第3条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

2 (略)

(廃止の届出)

第57条 第52条、第54条第1号から<u>第17号まで</u> 及び前条に規定する施設を廃止しようとす る者は、速やかに、その旨を消防長又は消防 署長に届け出なければならない。

別表第3(第3条、第24条関係)

【別記 参照】

備考 (略)

【別記】

(現行)

対象火気設備等又は対象火気設備等の種別		離隔距離(cm))
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
***************************************	~~~	****	****	~~~~	*****	
厨 房 設			~~~~~	*****	*****	注:機器 本体上方 の側方又
備 上記に分類され 使用温度が800℃ ないもの 上のもの	<u> </u>	<u>250</u>	<u>200</u>	300	200	は後方の 離隔距離
使用温度が300℃ 上800℃未満のもの		<u>150</u>	100	200	100	を示す。
使用温度が300℃ 満のもの	* 未 一	100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
	~~~	****	****	~~~~	*****	**********

# (改正案)

対象火気設備等又は対象火気設備等の種別		離隔距離(cm)				
	入力	上方	側方	前方	後方	備考
***************************************	~~~~~~	****	****	~~~~	~~~~	*****
厨 房 設	***************************************	****	*****	~~~~	****	注:機器 本体上方 の側方又
備 固不 木炭を燃料とする 炭火焼き器   体燃もの 燃以   料外	_	100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	は後方の離隔距離を示す。
不木炭を燃料とする 炭火焼き器 燃もの	_	80	30		30	
上記に分類され 使用温度が800℃以 ないもの 上のもの	=	<u>250</u>	<u>200</u>	300	<u>200</u>	
使用温度が300℃以 上800℃未満のもの		<u>150</u>	100	200	100	
使用温度が300℃未 満のもの	_	100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
	***************************************	****	~~~~	^^^	*****	****

#### 議案第77号から第79号まで

令和4年度宝塚市水道事業会計決算認定、令和4年度宝塚市下水道事業会計決算認定 及び令和4年度宝塚市病院事業会計決算認定について 地方公営企業法(抜粋)

(決算)

- 第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該 年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しな ければならない。
- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たつては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日(同条第6項に規定する定例日をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
- 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第2項の規 定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せ て提出しなければならない。

# 7・8 (略)

9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書 並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

## 議案第80号

工事請負契約(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その5))の変更について

1 工 事 期 間 着 工 令和 5年 3月29日

完工予定 令和 6年 3月31日

2 変 更 内 容 崩壊土砂防護柵工において、現地の状況を踏まえて防護柵の延長を減らすー

方、作業構台工の数量追加、樹木伐採・処分の追加及び防護柵の支柱建柱に必要な削孔工法の一部変更を行う。また、仮設工において、交通誘導員の追加を行

う。

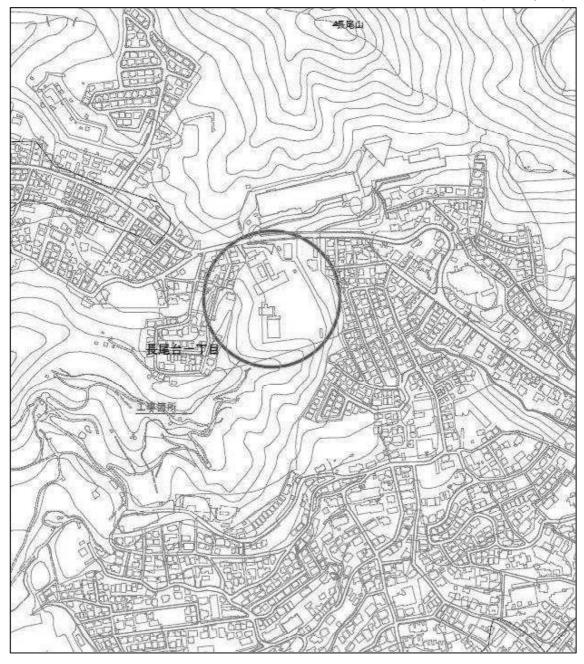
3 そ の 他 位置図、平面図及び標準横断図(別紙添付)

# 位 置 図

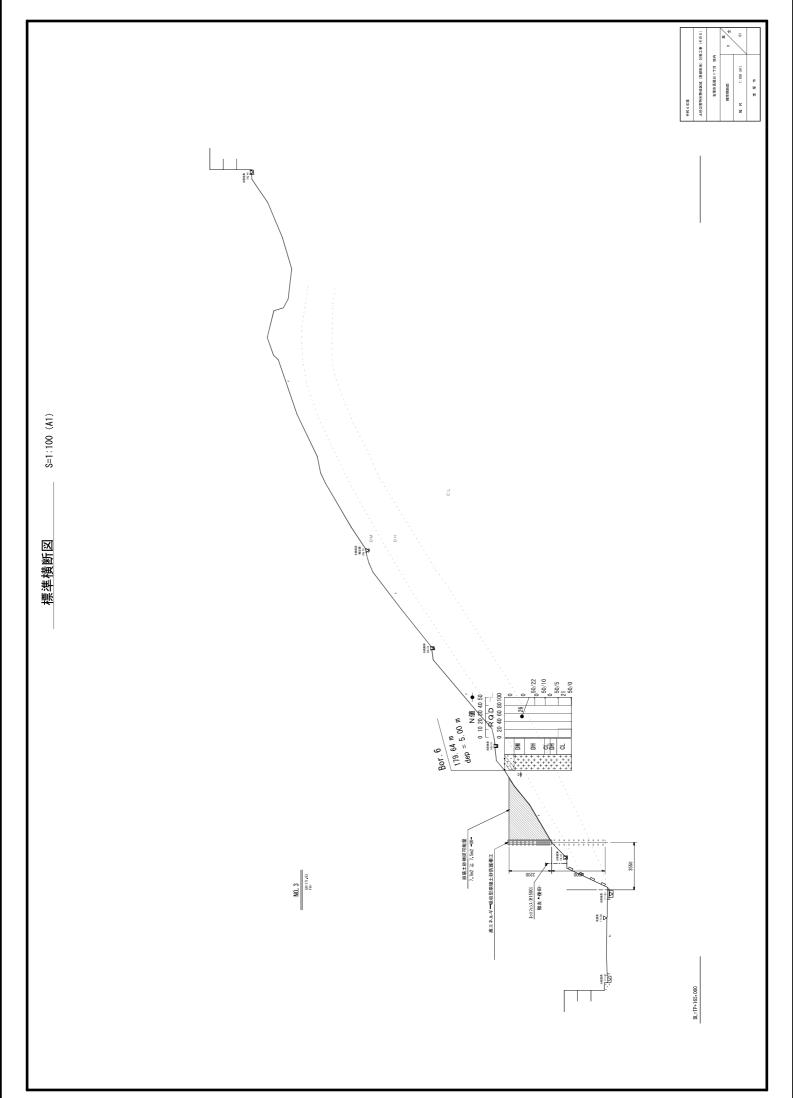
工 事 名:土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その5)

工事場所:宝塚市長尾台1丁目地内

(S=1:5,000)



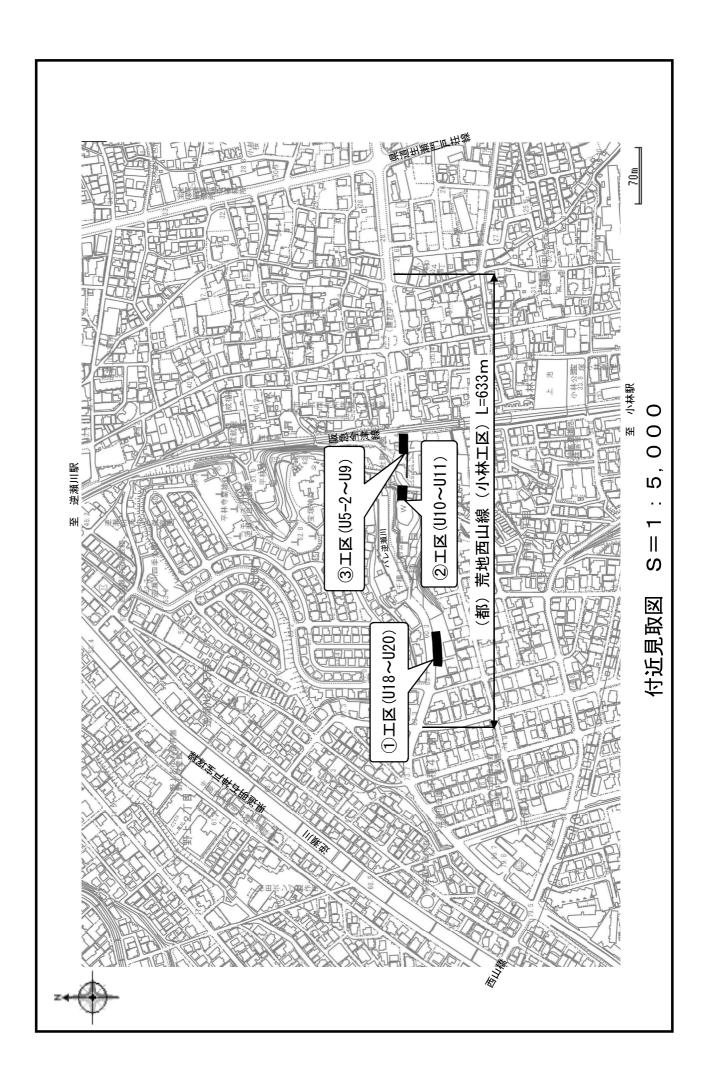


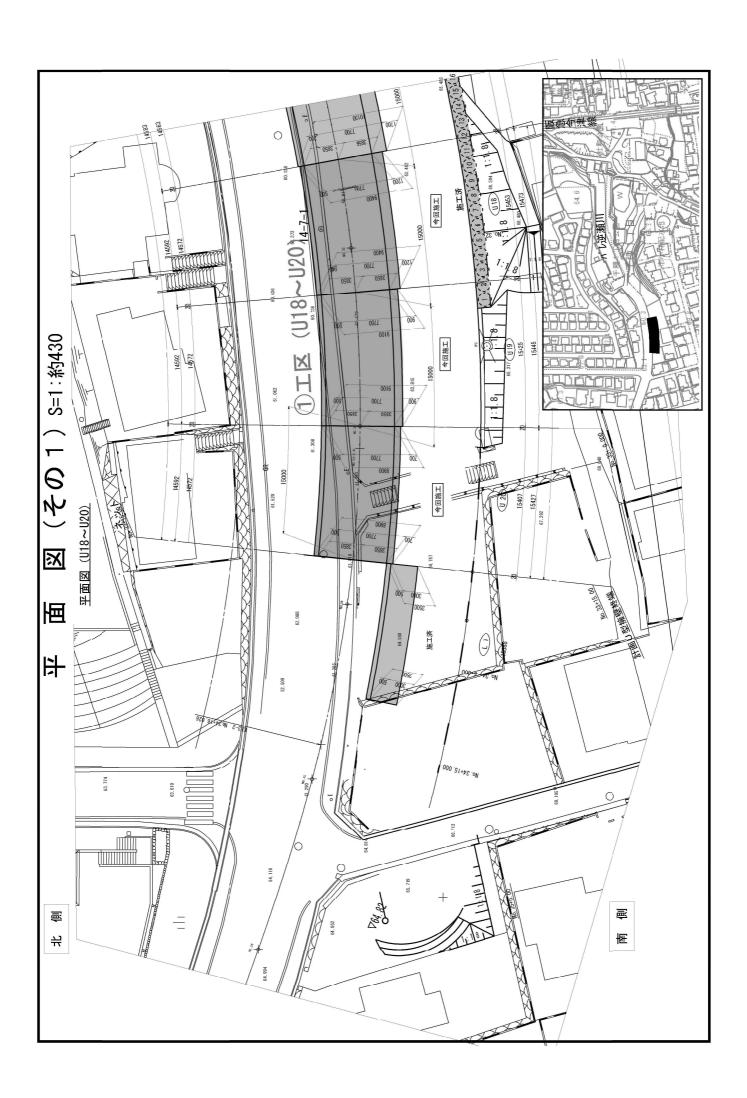


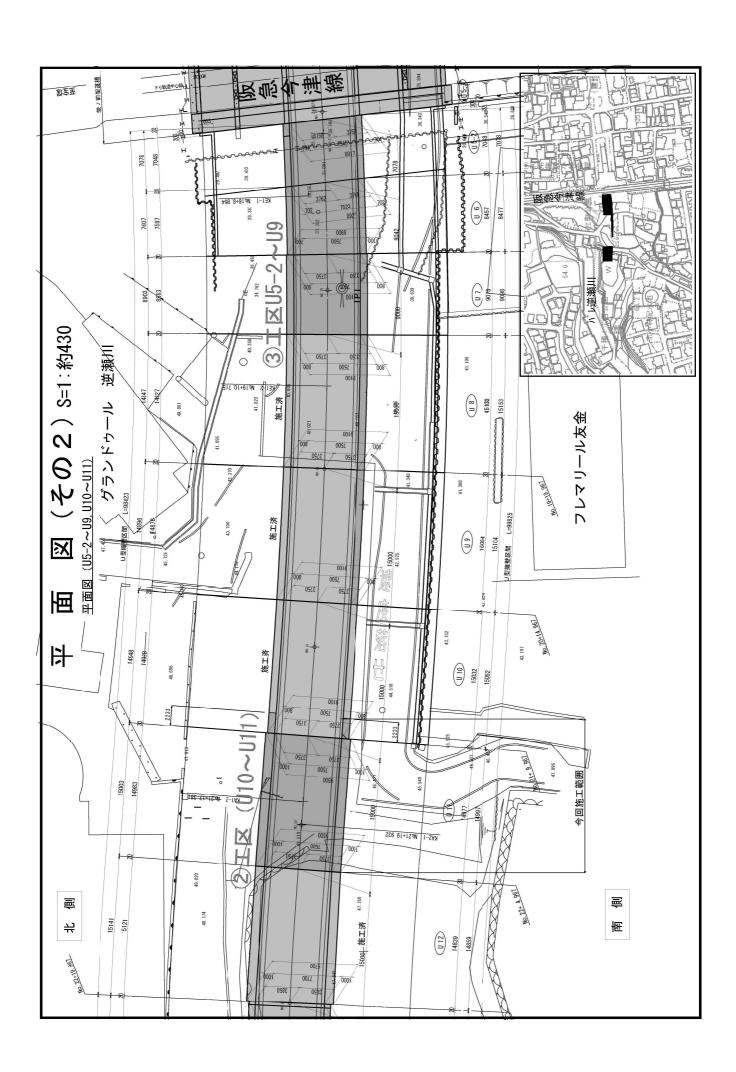
## 議案第81号

工事請負契約((都)荒地西山線道路新設改良工事(その1))の変更について

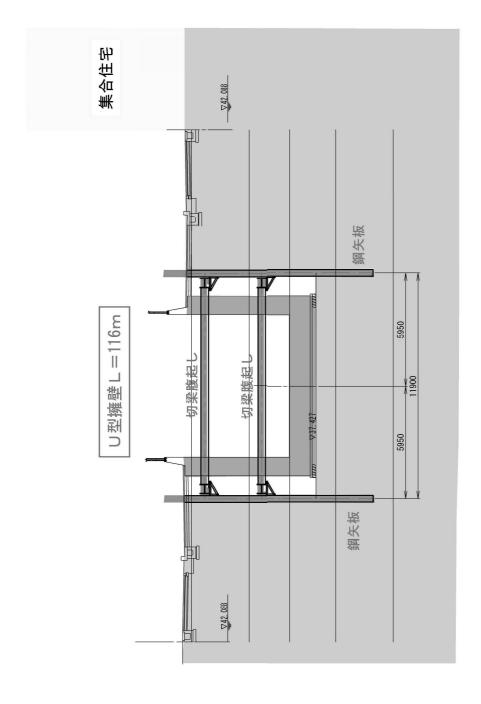
- 1 工 事 期 間 着 工 令和 4年10月 7日 完工予定 令和 6年 3月29日
- 2 変 更 内 容 ①工区おける土壌汚染調査結果より、土砂の処分を汚染土から一般土砂としての 処分に変更する。また、施工業者との協議により、現場状況を踏まえた工事内容 に変更する。
- 3 そ の 他 付近見取図、平面図及び標準横断図(別紙添付)







# 標準横断図 (N11断面) S=1:200



# 議案第82号

財産(救急自動車)の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入 札 価 格(円)
兵庫トヨタ自動車㈱	20,900,000 落札
日本船舶薬品㈱	21, 700, 000
キンパイ商事㈱	24, 000, 000

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥2,090,000.-

# 議案第83号

財産(救急自動車)の取得について

- 1 契約の方法 一般競争入札
- 2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入 札 参 加 業 者 名	入 札 価 格 (円)
兵庫トヨタ自動車㈱	20,900,000 落札
日本船舶薬品㈱	21,700,000
キンパイ商事㈱	24, 000, 000

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥2,090,000.-

# 議案第84号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

# 賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象

治療費 264,668円 交通費 20,610円 慰謝料 1,079,072円 合計 1,364,350円 (2) 過失による市の負担割合 100% (3) 市の相手方に対する賠償金額 1,364,350円 議案第85号から第92号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項~第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7~11 (略)

#### 議案第93号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について 丹波少年自然の家事務組合規約(昭和54年4月1日規約第1号)新旧対照表

現行	改正案
9011	(解散した場合の事務の承継及び決算審査) 第15条 組合が解散した場合においては、丹波 市がその事務を承継する。 2 前項の場合において、組合の管理者が調製 した決算については、丹波市の監査委員が審 査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の
	認定に付すものとする。

地方自治法 (抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

#### 2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合 (同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を 除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければな らない。 議案第94号及び議案第95号

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について及び丹波少年自然の家事 務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について 地方自治法(抜粋)

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地 方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合 (同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を 除く。)を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければな らない。

#### 諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 荻野雅憲

生年月日学歴職歴

昭和55年 4月 宝塚市立良元小学校教諭

昭和63年 4月 宝塚市立小浜小学校教諭

平成 7年 4月 宝塚市教育委員会青少年センター指導主事

平成11年 4月 宝塚市教育委員会同和教育推進室指導主事

平成16年 4月 宝塚市教育委員会人権教育課指導主事

平成18年 4月 宝塚市立仁川小学校教頭

平成19年 4月 宝塚市教育委員会管理部職員課長

平成22年 4月 宝塚市教育委員会学校教育部教育支援室長

平成24年 1月 宝塚市教育委員会学校教育部長

平成24年 4月 宝塚市立仁川小学校校長

平成29年 3月 定年退職

平成29年 4月 宝塚市立仁川小学校校長

平成30年 4月 宝塚市教育委員会学校教育課勤務

宝塚市人権・同和教育協議会(宝同協)事務局職員

令和 5年 3月 退職

#### 人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 略

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。